

第12427号 平成 27 年 6 月 16 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

			/	`																																
	旨定																												高	齢	者	支	援	課)	1
O_{2}	生活	保計	護治	よに	. 基	づ	<	指	定	医	療	機	関	\mathcal{O}	指	定						•			•	 ٠.		•	(社	会:	福	祉	課)	1
O_{2}	生活	保	護治	よに	基	づ	<	指	定	矢	療	機	関	\mathcal{O}	指	定										 			(IJ)	3
01	呆安	林	の指	旨定	<i>O</i>	解	除	\mathcal{O}	予	定																 			(森	林	保	全	課)	3
01	呆安	林	の幇	台定	<i>O</i>	解	除																			 			(IJ)	3
	呆安																												(IJ		Ś)	3
	旨定																												高	齢	者	士	揺	課)	4
<u> </u>	公公			Ļ			•	//~	Н		, H	/-																	1	H-11	Н.	_	1//	P> ()		-
\bigcirc	公共		量 0	-)終	了	٠.																				 					(監	理	課)	4
	基本																														(_	"	H/IC ,)	4
	11 本																														#			誰)	4
	派本																												(비다	111	П I	Щ	H/K (,)	1
																													>			"		(,	4
	熊本																															IJ		,)	4
\bigcirc $\overline{1}$	都 市	ì計i	画沒	ちに	こよ	る	開	発	行	為	に	関	す	る	工	事	0)	完	了	•	٠.	•	٠.		•	 ٠.	•			•	(建	築	課)	5
	道 路													٠.				• •			٠.	•		٠.	•	 ٠.	٠			•	(IJ)	5
\bigcirc]	県 営	生:	地改	女良	り事	業	変	更	計	画	\mathcal{O}	決	定								٠.	•		٠.	•	 ٠.			(農	村	計	画	課)	5
\bigcirc $\bar{1}$	都 市	`計i	画污	よに	によ	る	開	発	行	為	に	関	す	る	工	事	0	完	了	٠.						 					(建	築	課)	5
\bigcirc $\bar{1}$	都 市	`計i	画污	よに	によ	る	開	発	行	為	に	関	す	る	工	事	0	完	了	٠.						 					(IJ	,)	5
	土地	改.	良区	乙役	員	\mathcal{O}	退	任	及	び	就	任														 			(農	村	計	画	課)	6
\circ	土地	改.	良区	乙役	員	0	退	任	及	び	就	任														 			(IJ)	6
0 -	土地	改	良区	て役	員	の	就	任:				٠.														 			(IJ		Š)	7
Ō.	土地	改	良 Þ	て複	旨	の	退	任																		 			(IJ		Ś)	7
Õ.	土地	改	良 2	て役	員	\mathcal{O}	退	任	及	てド	就	任														 			(IJ		· ·)	7

示

熊本県告示第562号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示 する。 平成27年6月16日

	*	熊之	本県知事 蒲	島 郁 夫
事業者の名称又	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種
は氏名	爭未別の名称	尹未別の別任地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	類
株式会社レーヴ	デイサービスゆ	荒尾市高浜32	平成27年	介護予防通所
	めこの家	1番地12	6月5日	介護

熊本県告示第563号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示す る。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所療養介護)

列 / ・ // / / / / / /		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		

医療法人青葉会	デイケアセンター柿の実苑	平成27年1月2
玉名市中字池尻 1 1 1 5 番地	玉名市中字池尻1115番地	0 日
(認知症対応型共同生活介護)	五石甲十一四九 1 1 1 3 留地	Он
	+ # = 0 + 41 + 10 = + 10	
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
株式会社鍬田電設	グループホームさざなみ	平成27年2月1
天草市有明町赤崎2007番地	天草市有明町赤崎1974番地	
(介護予防認知症対応型共同生活介		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
株式会社鍬田電設	グループホームさざなみ	平成27年2月1
天草市有明町赤崎2007番地	天草市有明町赤崎1974番地	日
Ø 3		
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
有限会社おくすりの本舗		平成27年3月2
玉名郡長洲町大字清源寺字山下	荒尾市西原町一丁目5-1	0 日
2793-1		
総合メディカル株式会社	そうごう薬局合志店	平成27年4月2
福岡市中央区天神二丁目14番	合志市須屋字中ノ平1415-	
8号	6	
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
有限会社おくすりの本舗	西原町すこやか調剤薬局	平成27年3月2
玉名郡長洲町大字清源寺字山下	荒尾市西原町一丁目5-1	0 日
2793-1		
総合メディカル株式会社	そうごう薬局合志店	平成27年4月2
福岡市中央区天神二丁目14番	合志市須屋字中ノ平1415-	8 🛘
8号		
	6	
(訪問リハビリテーション)		16
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
医療法人社団優林会	訪問リハビリステーションゆう	平成27年3月2
八代市高下西町1426	10 A	4 目
	^ · · ·	*
	八代市古閑浜町西塩浜3401	
	番地 1	
(通所介護)		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
	マポルカ海田	亚市 0.7 左 4 目 0
有限会社草佳苑	スポレク深川	平成27年4月3
菊池市深川400	菊池市西寺65番1	0 日
(介護予防通所介護)		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
有限会社草佳苑	スポレク深川	平成27年4月3
菊池市深川400	菊池市西寺65番1	0 日
(短期入所生活介護)		
事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地	指定年月日
たる事務所の所在地		
社会福祉法人豊心の里	排 战 家 美 刑 众 灌 夬 人 妇 兄 坛 凯 始	亚成 9 7 年 5 月 9
	地域密着型介護老人福祉施設錦	
球磨郡錦町大字一武字原田川1	寿豊苑	日
<u> </u>	•	. '

2 3 4 番地	球磨郡錦町大字一字武原田川1	
	2 3 4 番地	

熊本県告示第564号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定介護機 関として次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設))

	· III I— / II IV / /	
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人天雲会	ユニット型特別養護老人ホーム	平成27年4月1
人吉市下原田町字瓜生田字若宮	龍生園	5 日
1057番地の9	人吉市下原田町字瓜生田字若宮	
	1057番地の9	

熊本県告示第565号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により農林水産大臣から次の保安 林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示す る。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島が大

- 解除予定保安林の所在場所 熊本市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 農道用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県央広域本部上益城地域振興局並びに熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第566号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を 解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり 告示する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除に係る保安林の所在場所 天草市牛深町字池田683番2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 2
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第567号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成27年6月16日

> 熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町田上字蕨野1676番から1678 番まで
- 土砂の流出の防備 指定の目的
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字蕨野1676番から1678番まで(以上3筆について次の図に示す部分に限 る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する

熊本県告示第568号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年6月16日

		熊ラ	本県知事 蒲	_島 郁 夫
事業者の名称又	古光記のタサ	古光記の記左44	14 夕左 日 日	サービスの種
は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	類
株式会社レーヴ	デイサービスゆ	荒尾市高浜32	平成27年	通所介護
	めこの家	1番地12	6月5日	

公 告

熊本県公告第389号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(デジタル撮影、	平成26年12月1日から	熊本市全域
同時調整及び写真地図作	平成27年2月27日まで	
成)		

熊本県公告第390号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。 平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作 業 期 間	作業地域
基本測量(基準点測量)	平成27年7月21日から	八代市及び阿蘇郡南小
	平成28年1月15日まで	国町

熊本県公告第391号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第392号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画土地区画整理事業(益城台地東土地区画整理事業)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第393号

一都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第394号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月16日

熊本県知事 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字寺中字神内724番1及び同724番2 323. 42平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡益城町大字寺中724番地4 吉田

熊本県公告第395号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 熊本市中央区平成三丁目16番27号 築造者の住所
- 株式会社九建ホーム 築造者の氏名 2
- 道路の位置 3 菊池郡菊陽町大字津久礼字中屋敷598番1
- 4. 0 1 メートルから 4. 1 1 メートルまで 4 3. 7 3 メートル 道路の幅員
- 道路の延長 5
- 平成27年6月4日 指定年月日
- 指定番号 熊本県指令北景建二第41号

熊本県公告第396号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営天 草中央中地区(道面工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写し を次のように縦覧に供する

の土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に異議申立てをすることができる。 平成27月6月16日

熊本県知事 島郁夫 蒲

- 縦覧に供する書類の名称 1
 - 変更後の県営天草中央中地区(道面工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- - 平成27年6月17日から平成27年7月14日まで
- 縦覧場所 天草市役所

熊本県公告第397号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 夫 島郁

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1
 - 荒尾市菰屋字上萩2030番1、同2031番4及び同2031番10 2,806.33平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 荒尾市菰屋2031番地8

合同会社 縁合

熊本県公告第398号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成27年6月16日

> 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 合志市竹迫字南屋敷1868番13
- 1,327.61平方メートル 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市東区保田窪三丁目18番2号

株式会社ライフアドバンス

熊本県公告第399号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の 規定により公告する。 平成27年6月16日

能本具知事 藩 鳥 右K

役職名	氏 名	住所
退任		
理事	吉住 健二	上益城郡御船町高木1776番地
理事	福島昭徳	上益城郡御船町木倉5087番地
理事	穀本 祐二	上益城郡御船町木倉2437番地2
理事	川地 良一	上益城郡御船町小坂21番地
理事	森田 義美	上益城郡嘉島町北甘木1057番地
理事	江藤 弘	上益城郡御船町滝川606番地
理事	藤本司	上益城郡嘉島町上六嘉274番地2
理事	古閑 敬一	上益城郡御船町滝川1546番地
理事	米満 優一	上益城郡御船町木倉6549番地
理事	光永 則幸	上益城郡御船町小坂1507番地
理事	宮崎勲	上益城郡御船町高木3464番地
理事	安田 澄人	上益城郡御船町高木1209番地
理事	吉村 康成	上益城郡嘉島町上六嘉859番地2
監事	山本 信博	上益城郡嘉島町北甘木375番地
監事	河地 友好	上益城郡御船町木倉5348番地
監事	山地 道男	上益城郡御船町小坂2802番地
就任		
理事	吉住 健二	上益城郡御船町高木1776番地
理事	福島昭徳	上益城郡御船町木倉5087番地
理事	榖本 祐二	上益城郡御船町木倉2437番地2
理事	川地 良一	上益城郡御船町小坂21番地
理事	森田 義美	上益城郡嘉島町北甘木1057番地
理事	江藤 弘	上益城郡御船町滝川606番地
理事	里山 敏治	上益城郡御船町滝川1545番地3
理事	山地 正輝	上益城郡御船町小坂1262番地1
理事	冨永 幸則	上益城郡御船町高木1193番地
理事	沖 徹信	上益城郡御船町高木4134番地1
理事	松﨑憲一	上益城郡御船町木倉6585番地
理事	池田 秋則	上益城郡嘉島町上六嘉193番地
理事	村上 卓也	上益城郡嘉島町上六嘉1080番地
監事	本田 廣光	上益城郡御船町辺田見778番地
監事	吉岡 剛	上益城郡御船町高木3014番地
監事	北川 直文	上益城郡嘉島町上六嘉1335番地

熊本県公告第400号

上益城郡甲佐町に事務所を置く糸田堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した 旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規 定により公告する。 平成27年6月16日

能本県知事 藩 鳥 郁 去

既 平 泉 和 争 佣 局 彻 大
住所
上益城郡甲佐町白旗2226番地
上益城郡甲佐町白旗764番地

理事	清住	曻	上益城郡甲佐町吉田276番地1
理事	宮 田	勝人	上益城郡御船町豊秋1483番地
理事	田中	隆敏	上益城郡御船町陣1492番地
理事	松本	誠治	上益城郡御船町豊秋2205番地
理事	成松	惠	上益城郡嘉島町鯰1295番地
理事	中林	生治	上益城郡嘉島町上島2626番地
理事	福本	美敏	上益城郡嘉島町上島176番地1
監事	藤田	日出夫	上益城郡甲佐町芝原638番地2
監事	田中	義之	上益城郡甲佐町白旗427番地
監事	本田	一雄	上益城郡御船町豊秋1091番地
監事	岩永	昭一	上益城郡嘉島町上島101番地10
就任			
理事	渡辺	行雄	上益城郡甲佐町白旗764番地
理事	清住	曻	上益城郡甲佐町吉田276番地1
理事	西橋	孝志	上益城郡御船町豊秋860番地
理事	田中	隆敏	上益城郡御船町陣1492番地
理事	松本	誠治	上益城郡御船町豊秋2205番地
理事	福本	敏之	上益城郡嘉島町鯰1368番地
理事	石坂	道春	上益城郡嘉島町上島2685番地
理事	福本	美敏	上益城郡嘉島町上島176番地1
監事	田端	孝士	上益城郡甲佐町芝原1014番地
監事	高崎	猛	上益城郡甲佐町白旗2162番地1
監事	本田	哲次	上益城郡御船町豊秋1486番地
監事	下田	勉	上益城郡嘉島町上島1811番地

熊本県公告第401号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住所
就任		
理事	西本 敏明	八代市川田町西1348番地

熊本県公告第402号

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住所
退任		
理事	田中 信孝	人吉市鬼木町280番地

熊本県公告第403号

無本市に事務所を置く杉上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成27年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		無个先心事 備 尚 前 之	
役職名	氏 名	住 所	
退任			
理事	陣 榮一	熊本市南区城南町丹生宮877番地5	

理事 倉岡 三嘉 熊本市南区城南町今吉野777番地 昭一 理事 中口 熊本市南区城南町築地719番地 理事 土持 敏男 熊本市南区城南町高267番地 熊本市南区城南町坂野2067番地 理事 高濱 勝也 理事 伊津野 亨 熊本市南区城南町赤見1636番地 理事 中野 文成 熊本市南区城南町碇878番地3 理事 塚本 熊本市南区城南町坂野745番地 正生 熊本市南区城南町今吉野457番地 理事 南部 理事 坂井 健一 熊本市南区城南町千町1180番地 理事 河原 鐵重 熊本市南区城南町千町2228番地3 理事 鈴木 熊本市南区城南町永1432番地 觔 監事 田中 勝朗 熊本市南区城南町碇336番地 熊本市南区城南町坂野2044番地 監事 竹田 裕二 就任 陣 榮一 熊本市南区城南町丹生宮877番地5 理事 理事 河原 鐵重 熊本市南区城南町千町2228番地3 理事 緒方 信幸 熊本市南区城南町築地684番地 理事 松本 隆博 熊本市南区城南町坂野430番地1 理事 園 田 茂 熊本市南区城南町坂野2006番地 理事 倉岡 則幸 熊本市南区城南町今吉野772番地 理事 南部 熊本市南区城南町今吉野457番地 正生 理事 坂井 健一 熊本市南区城南町千町1180番地 理事 鈴木 勉 熊本市南区城南町永1432番地 宮部 熊本市南区城南町高802番地 理事 良一 理事 伊津野 一郎 熊本市南区城南町赤見1337番地 理事 勝朗 熊本市南区城南町碇336番地 田中 熊本市南区城南町千町957番地 監事 寺本 純一 監事 阪口 和英 熊本市南区城南町赤見198番地